

平成19年（再）第180号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都千代田区平河町一丁目6番15号
再生債務者 株式会社みらい建設グループ
代表者代表取締役 明石 恵介

主 文

- 1 株式会社みらい建設グループについて再生手続を開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出期間 平成19年11月8日まで
(2) 認否書の提出期限 平成19年11月29日
(3) 再生債権の一般調査期間
平成19年12月6日から平成19年12月13日まで
(4) 報告書等（民事再生法124条、125条）の提出期限
平成19年11月26日
(5) 再生計画案の提出期限 平成19年12月26日

理 由

証拠によれば、再生債務者は、民事再生法21条1項に該当する事実が認められ、同法25条各号に該当する事実は認められない。

平成19年10月2日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二

裁判官 中 山 孝 雄

裁判官 小 河 原 寧

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希雄

